

監事の意見書

組合定款及び監事監査規則に基づき、令和2年10月22日令和2年度中間監査を実施し正確適正であることを認めます。

農業保険法第53条第1項の規定により令和3年5月13日理事より提出された令和2年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案（不足金処理案）の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

令和3年5月30日

岐阜県農業共済組合

代表監事 水野 光二

監 事 村瀬 忠彦

監 事 二村 一郎